

総務常任委員会説明資料

(議案説明資料)

(頁)

◎ 議案第 111 号 行政組織条例中改正について ————— 1

(参考資料)

◎ 平成 21 年度(2009 年度)行政組織改正案について ————— 別冊

平成 20 年(2008 年)12 月 9 日

総 務 部

◎議案第 111 号 行政組織条例中改正について

1 改正する理由

- (1) 市民安全に関する業務の効率的運営を行うため、「市民安全部」を設置するため。
- (2) 臨海土地造成事業の廃止に伴い、港湾部の事務分掌の一部を改めるため。

2 条文関係

(第 1 条関係)

- (1) 「(4) 市民安全部」を加え、以下繰り下げる。

(第 2 条関係)

- (1) 企画調整部の部、「(6) 市民安全に関すること。」を削る。
- (2) 財政部の部の次に次のように加える。

市民安全部

- (1) 市民安全に関すること。
- (3) 港湾部の部、「(2) 臨海土地造成事業に関すること。」を削る。

(附則関係)

この条例の施行日は、平成 21 年 4 月 1 日とする。

3 現行・改正案対照表

現 行	改 正 案
<p>(設置) 第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定により、本市に次の部を設ける。 (中略)</p> <p><u>(3) 財政部</u> <u>(4) 市民部</u> <u>(5) 健康福祉部</u> <u>(6) こども育成部</u> (中略)</p> <p>(事務分掌) 第2条 前条の規定による部の事務分掌は、おおむね次のとおりとする。 (中略)</p> <p><u>企画調整部</u> (中略)</p> <p><u>(5) 基地対策及び旧軍港市転換の事業施策に関すること。</u> <u>(6) 市民安全に関すること。</u> 財政部 (1) 議会及び財政に関すること。 (2) 契約及び財産管理に関すること。 (3) 市税に関すること。 市民部 (1) 市民協働の推進に関すること。 (2) 男女共同参画の推進に関すること。 (中略)</p> <p><u>港湾部</u> <u>(1) 港湾に関すること。</u> <u>(2) 臨海土地造成事業に関すること。</u> (以下略)</p>	<p>(設置) 第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定により、本市に次の部を設ける。 (中略)</p> <p><u>(3) 財政部</u> <u>(4) 市民安全部</u> <u>(5) 市民部</u> <u>(6) 健康福祉部</u> <u>(7) こども育成部</u> (中略)</p> <p>(事務分掌) 第2条 前条の規定による部の事務分掌は、おおむね次のとおりとする。 (中略)</p> <p><u>企画調整部</u> (中略)</p> <p><u>(5) 基地対策及び旧軍港市転換の事業施策に関すること。</u> 財政部 (1) 議会及び財政に関すること。 (2) 契約及び財産管理に関すること。 (3) 市税に関すること。 <u>市民安全部</u> <u>(1) 市民安全に関すること。</u> 市民部 (1) 市民協働の推進に関すること。 (2) 男女共同参画の推進に関すること。 (中略)</p> <p><u>港湾部</u> <u>(1) 港湾に関すること。</u> (以下略)</p>

平成21年度行政組織改正（案） （2009年度）

- ・平成21年度（2009年度）行政組織改正案の概要 ————— P.1
- ・現行組織・改正案対照表 ————— P.3
- ・組織数等増減表 ————— P.8

総 務 部

平成21年度(2009年度)行政組織改正案について

基本方針

平成21年度(2009年度)の行政組織改正については、市民本位の行政運営のため、次の観点から柔軟で効率的な組織体制の整備を行う。

◎ 新世紀ビジョン推進のための組織の活性化と市民満足度の向上

- 1 安全・安心のための体制の整備
- 2 環境施策推進のための体制の整備
- 3 広域処理施設整備のための体制の整備
- 4 病院の経営形態変更のための体制の整備
- 5 教育の情報化のための体制の整備、

行政組織改正案の概要

1 組織の整備

- (1) 市民安全部門を企画調整部から独立させ、「市民安全部」を新設する。
- (2) 企画調整部市民安全課を「市民安全部危機管理課」と「市民安全部地域安全課」に再編新設する。(企画調整部市民安全課は廃止する。)
- (3) 企画調整部基地対策課の基地周辺防犯灯管理業務、市民部市民生活課の町内会自治会への防犯灯設置等補助業務、土木みどり部土木みどり総務課の交通安全業務及び消防局消防・救急課の自主防災業務を「市民安全部地域安全課」へ移管する。
- (4) 環境関連計画の調整、自然・環境施策及び緑化事業の推進を図るため、「環境部自然・環境政策課」を新設し、環境部環境計画課を廃止する。
- (5) 三浦市と具体的にごみ処理の広域化を推進するため、本市の役割分担となる生ごみ資源化施設、焼却施設及び不燃ごみ等選別施設の建設を所掌する「環境部広域処理施設建設準備室」を設置する。

2 執行体制の整備

- (1) 総合的な自然・環境施策を推進するため、「環境部担当部長(自然・環境政策担当)」を配置する。
- (2) 病院の経営形態の変更を推進するため、「病院管理部担当課長(指定管理者移行担当)」を配置する。
- (3) 市立学校における「教育の情報化」を総合的に推進するため、「教育委員会事務局生涯学習部担当課長(教育情報担当)」を配置する。
- (4) 企画調整部担当部長(市民安全担当)を廃止する。
- (5) 環境部担当課長(広域処理担当)を廃止する。
- (6) 経済部担当課長(雇用労働・YRP担当)を廃止する。
- (7) 病院管理部担当課長(経営計画担当)を廃止する。

現行組織・改正案対照表

新設 ——— 廃止

○市長事務局

現 行	改 正 案
<p>企画調整部（6課・1担当部長・1担当課長）</p> <ul style="list-style-type: none"> └─ 企画調整課 └─ 担当課長（政策担当） └─ 情報政策課 └─ 文化振興課 └─ 国際交流課 └─ 基地対策課 └─ 担当部長（市民安全担当） └─ 市民安全課 	<p>企画調整部（5課・1担当課長）</p> <ul style="list-style-type: none"> └─ 企画調整課 └─ 担当課長（政策担当） └─ 情報政策課 └─ 文化振興課 └─ 国際交流課 └─ 基地対策課 └─ 担当部長（市民安全担当） └─ 市民安全課 <p>市民安全部（2課）</p> <ul style="list-style-type: none"> └─ 危機管理課 └─ 地域安全課 <p>* 市民安全部門を企画調整部から独立させ、「市民安全部」を設置する。</p> <p>* 担当部長（市民安全担当）を廃止する。</p> <p>* 市民安全課を「危機管理課」と「地域安全課」に再編し、市民安全部に設置する。</p> <p>* 企画調整部基地対策課の基地周辺防犯灯管理業務、市民部市民生活課の町内会自治会への防犯灯設置等補助業務、土木みどり部土木みどり総務課の交通安全業務及び消防局消防・救急課の自主防災業務を「地域安全課」へ移管する。</p>

現行組織・改正案対照表

□ 新設 — 廃止

○市長事務部局

現 行	改 正 案
<p>環境部(9課・1担当課長)</p> <ul style="list-style-type: none"> — 環境総務課 — 環境計画課 — 環境管理課 — 資源循環推進課 — 環境施設課担当課長(広域処理担当) — リサイクルプラザ — 南処理工場 — 環境第1事務所 — 環境第2事務所 	<p>環境部(10課(室)・1担当部長)</p> <ul style="list-style-type: none"> — 環境総務課 — 担当部長(自然・環境政策担当) — 自然・環境政策課 — 環境計画課 — 環境管理課 — 資源循環推進課 — 環境施設課担当課長(広域処理担当) — 広域処理施設建設準備室 — リサイクルプラザ — 南処理工場 — 環境第1事務所 — 環境第2事務所 <p>* 総合的な自然・環境施策を推進するため、「担当部長(自然・環境政策担当)」を配置する。</p> <p>* 環境関連計画の調整、自然・環境施策及び緑化事業の推進を図るため、「自然・環境政策課」を新設し、環境計画課を廃止する。</p> <p>* 三浦市と具体的にごみ処理の広域化を推進するため、本市の役割分担となる生ごみ資源化施設、焼却施設及び不燃ごみ等選別施設の建設を所掌する「広域処理施設建設準備室」を新設する。</p> <p>* 担当課長(広域処理担当)を廃止する。</p>

現行組織・改正案対照表

—— 廃止

○市長事務部局

現 行	改 正 案
<p>経済部（4課・2担当課長）</p> <ul style="list-style-type: none"> ├── 商工振興課 ├── 企業誘致推進課 ├──担当課長（YRP研究開発推進担当） ├──担当課長（雇用労働・YRP担当） ├── 農林水産課 └── 観光課 	<p>経済部（4課・1担当課長）</p> <ul style="list-style-type: none"> ├── 商工振興課 ├── 企業誘致推進課 ├──担当課長（YRP研究開発推進担当） ├──担当課長（雇用労働・YRP担当） ├── 農林水産課 └── 観光課 <p>* 業務の平準化に伴い、担当課長（雇用労働・YRP担当）は廃止する。</p>

現行組織・改正案対照表

新設 ——— 廃止

○市長事務部局

現 行	改 正 案
<p>病院管理部(診療各科・2課・1担当課長)</p> <ul style="list-style-type: none"> └ 総務課 <ul style="list-style-type: none">担当課長 (経営計画担当)<くわまち病院> └ 市民病院 <ul style="list-style-type: none"> └ 診療各科 └ 医事課 	<p>病院管理部(診療各科・2課・1担当課長)</p> <ul style="list-style-type: none"> └ 総務課 <ul style="list-style-type: none">担当課長 (指定管理者移行担当)担当課長 (経営計画担当)<くわまち病院> └ 市民病院 <ul style="list-style-type: none"> └ 診療各科 └ 医事課 <p>* 病院の経営形態の変更を推進するため、「担当課長 (指定管理者移行担当)」を配置する。</p> <p>* 「担当課長 (経営計画担当)」を廃止する。</p>

現行組織・改正案対照表

新設 ——— 廃止

○教育委員会事務局

現 行	改 正 案
<p>教育委員会事務局生涯学習部（8課）</p> <ul style="list-style-type: none"> ├── 生涯学習課 ├── 学校教育課 ├── 学校保健課 ├── スポーツ課 ├── 教育研究所 ├── 中央図書館 ├── 自然・人文博物館 <ul style="list-style-type: none"> └── 博物館運営課 ├── 美術館 <ul style="list-style-type: none"> └── 美術館運営課 	<p>教育委員会事務局生涯学習部（8課・1担当課長）</p> <ul style="list-style-type: none"> ├── 生涯学習課 ├── 学校教育課 ├── 学校保健課 ├── スポーツ課 ├── 教育研究所 ├── 担当課長（教育情報担当） ├── 中央図書館 ├── 自然・人文博物館 <ul style="list-style-type: none"> └── 博物館運営課 ├── 美術館 <ul style="list-style-type: none"> └── 美術館運営課 <p style="margin-top: 20px;">* 市立学校における「教育の情報化」を総合的に推進するため、「担当課長(教育情報担当)」を配置する。</p>

平成21年度組織改正に伴う組織数等増減表

組織数増減表

区分	平成20年度		平成21年度		増減	
	部	課	部	課	部	課
市長部局	12	80	13	82	1	2
上下水道局	2	11	2	11		
消防局	1	8	1	8		
教育委員会事務局	2	11	2	11		
選挙管理委員会事務局	1	1	1	1		
監査委員事務局	1	1	1	1		
市議会事務局	1	2	1	2		
合計	20	114	21	116	1	2

部の新設 +1

市民安全部

課の廃止 △2

市民安全課、環境計画課

課の新設 +4

危機管理課、地域安全課、自然・環境政策課、広域処理施設建設準備室

執行体制増減表

担当部長 新設 +1 廃止 △1

平成 20年度 ①	企画調整部担当部長（市民安全担当）	平成 21年度 ①	廃止
			(新)環境部担当部長（自然・環境政策担当）

担当課長等 新設 +2 廃止 △3

平成 20年度 ⑬	総務部担当課長（行政改革推進担当）	平成 21年度 ⑭	総務部担当課長（行政改革推進担当）
	企画調整部担当課長（政策担当）		企画調整部担当課長（政策担当）
	財政部担当課長（滞納対策担当）		財政部担当課長（滞納対策担当）
	財政部担当課長（工事検査担当）		財政部担当課長（工事検査担当）
	市民部担当課長（消費生活センター担当）		市民部担当課長（消費生活センター担当）
	市民部担当課長（市民協働推進担当）		市民部担当課長（市民協働推進担当）
	健康福祉部担当課長（高齢者福祉担当）		健康福祉部担当課長（高齢者福祉担当）
	こども育成部担当課長（こども給付担当）		こども育成部担当課長（こども給付担当）
	環境部担当課長（広域処理担当）		廃止
	経済部担当課長（雇用労働・YRP担当）		廃止
	経済部担当課長（YRP研究開発推進担当）		経済部担当課長（YRP研究開発推進担当）
	病院管理部担当課長（経営計画担当）		廃止
	教育委員会管理部担当課長（学校再編担当）		教育委員会管理部担当課長（学校再編担当）
	(新)病院管理部担当課長（指定管理者移行担当）		
	(新)教育委員会事務局生涯学習部担当課長（教育情報担当）		